

岩手県告示第352号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）第12条第1項第2号に定める指定漁港施設の使用料の収納に関する事務を平成28年4月1日次の者に委託した。

平成28年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定漁港施設	受託者	
	住 所	名 称
種市漁港の指定漁港施設	洋野町種市第22地割131番地1	種市漁業協同組合
久喜漁港の指定漁港施設	久慈市長内町第42地割6番地	久慈市漁業協同組合
野田漁港の指定漁港施設	野田村大字野田第27地割73番地	野田村漁業協同組合
太田名部漁港の指定漁港施設	普代村第9地割字銅屋31番地4	普代村漁業協同組合
重茂漁港の指定漁港施設	宮古市重茂第1地割37番地1	重茂漁業協同組合
山田漁港の指定漁港施設	山田町中央町11番14号	三陸やまだ漁業協同組合
綾里漁港の指定漁港施設	大船渡市三陸町綾里字中曾根66番地	綾里漁業協同組合